

## 茨木市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。第2において「政令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、大阪府商工行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第19号）第6条の規定により本市が行う大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に基づく事務を円滑に運用するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令及び省令の定めるところによる。

### (事前協議等)

第3 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者（以下「設置者」という。）は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出（第4条第1項及び第2項において「新設等に関する届出」という。）をしようとするときは、あらかじめ出店（変更）計画概要書（様式第1号）を市長に提出し、必要に応じて計画内容について協議を行うものとする。

### (届出)

第4 設置者は、第3の規定による協議内容を踏まえた上で、法第4条第1項の指針で定められた事項に配慮して新設等に関する届出を行うものとする。

2 新設等に関する届出又は法第6条第1項若しくは第5項、法第8条第7項、法第9条第4項若しくは法第11条第3項の規定による届出（以下この項及び第18において「届出」という。）に係る省令に定める届出書及び添付書類等（次項及び第18条第2項において「届出書等」という。）の部数は、別に定める部数とする。

3 市長は、前項の届出があったときは、茨木商工会議所及び茨木市商業団体連合会に通知するものとする。

### (届出事項の概要等の公告)

第5 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。第6において同じ。）及び法第6条第6項の規定による公告については、市役所前の掲示場への掲示により行うものとする。

### (届出の縦覧)

第6 法第5条第3項の規定による縦覧は、本市ホームページにおいて行う。ただし、

ホームページでの閲覧が困難な者から求めがあった場合は、届出書類を閲覧することができるよう、適切な配慮を行うものとする。

(軽微な変更の通知)

第7 法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出の内容が、省令第8条の規定に該当すると市長が認めた場合は、その旨を当該届出をした者に対し、書面により通知するものとする。

(説明会の開催等)

第8 法第7条第1項の規定による説明会を開催する者(次項、第4項及び第10において「説明会開催者」という。)は、説明会に参加する者の利便性を考慮して、日曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に又はこれら以外の日の夜間に、相当な人数を収容できる施設において、説明会を開催するものとする。

2 説明会開催者は、説明会の開催を計画したときには説明会の開催の日の14日前までに、説明会開催計画書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

3 法第7条第2項の規定による公告は、店舗の敷地内の見やすい場所に、説明会開催予定の掲示内容等(様式第3号)による表示を掲げるとともに、店舗の敷地境界から、原則として1キロメートルの範囲の地域を対象として、時事に関する事項を掲載するその地域の主要な日刊新聞紙(以下この項において「主要な日刊新聞紙」という。)へのチラシの折込み、主要な日刊新聞紙への掲載その他市長が適切と認める方法により行うものとする。

4 説明会開催者は、説明会の開催後7日以内に、説明会実施状況報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(説明会を開催する必要がないと認める場合)

第9 法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出が、省令第11条第2項の規定に該当すると市長が認めた場合は、その旨を当該届出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、省令第11条第2項に規定する届出等の要旨をまとめた説明会を掲示により行う場合の掲示書(様式第5号)を作成し、公告の日から4月間、店舗敷地内の見やすい場所に掲示するとともにインターネットを利用することによりこれを行い、当該掲示をしたものの写し及び掲示の状況を示す写真等を市長に提出するものとする。

(説明会を開催することができないと認める場合)

第10 説明会開催者は、説明会を開催することができない場合であって、省令第13条第1項に規定する事由に該当すると市長が認めたときは、経過報告書(様式第6号)により報告を行うものとする。

(意見書の提出等)

第 11 法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、原則として意見書(様式第 7 号)による意見書を作成し、所定の場所への持参、郵送、ファクシミリ又は電子申請システムその他市長が適当と認める方法により市長に提出するものとする。

2 法第 8 条第 3 項の規定による公告については、第 5 の規定を準用する。

3 法第 8 条第 3 項の規定による縦覧は、第 6 の規定を準用する。ただし、個人情報の保護若しくは公序良俗に反すると認められる意見書又は法の趣旨に沿わないと認められる意見書については、その全部又は一部について縦覧を行わないことができるものとする。

(市の意見)

第 12 法第 8 条第 4 項に規定する意見を述べるか否かについて検討するときは、茨木市大規模・中規模小売店舗立地検討委員会(第 14 第 1 項において「委員会」という。)において協議するものとする。

2 法第 8 条第 4 項に規定する意見を有しないときは、その旨を書面により通知するものとする。

3 法第 8 条第 6 項の規定による公告については、第 5 の規定を準用する。

4 法第 8 条第 6 項の規定による縦覧については、第 6 の規定を準用する。

(変更しない旨の通知)

第 13 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 2 項又は法附則第 5 条第 1 項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、法第 8 条第 4 項の規定により市長が述べた意見に対して届出事項を変更しないときは、変更しない旨の通知書(様式第 8 号)に、届出事項の変更を行わなくても大規模小売店舗の周辺地域における生活環境に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の通知書は、縦覧を開始する日を定めた上で 4 月間縦覧に供するものとし、当該縦覧については、第 6 の規定を準用する。

(市の勧告)

第 14 法第 9 条第 1 項に規定する勧告をするか否かについて検討するときは、委員会において協議するものとする。

2 法第 9 条第 1 項に規定する勧告は、書面により行うものとする。

3 法第 9 条第 3 項の規定による公告については、第 5 の規定を準用する。

(市の勧告に対する届出事項の変更)

第 15 法第 9 条第 1 項に規定する勧告を受けた届出者は、当該勧告を受けた日から 2 月以内に同条第 4 項の規定による届出をするものとする。

2 市長は、法第 9 条第 4 項の規定による届出の内容が、市の勧告を適正に反映して

いるものであると認める場合は、その旨を書面により当該届出者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する期間内に当該届出者から法第9条第4項の規定による届出がないときは、書面による意見の聴取を行い、その結果を考慮して法第9条第7項の規定による公表（第16において「公表」という。）を行うか否かについて検討するものとする。

（公表）

第16 公表については、第5の規定を準用する。

- 2 公表を行った場合は、書面により届出者に通知するものとする。

（報告の徴収）

第17 法第14条の規定により報告を求められた者は、報告書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（取下げの申出等）

第18 設置者は、届出を取り下げる場合は、理由を記載した書面を市長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、当該届出が第5の規定により公告され、当該届出書等が縦覧に供されている場合は、前項の書面の提出の日をもって公告及び縦覧を中止するものとする。

- 3 前項の場合においては、当該公告及び縦覧の中止の申出があった旨を公告するものとする。

- 4 前項の規定による公告については、第5の規定を準用する。

（その他）

第19 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年11月13日から実施する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所

要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年7月28日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年5月26日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第6の規定は、この要綱の実施の日以後に第4第2項の届出があったものについて適用し、同日前に同届出があったものについては、なお従前の例による。

出店（変更）計画概要書

（ 新設 ・ 6条2項変更 ・ 附則5条変更 ）

<店舗の概要>

店舗の名称					
店舗の所在地	〒				
設置者名	名称 代表者				
設置者住所	〒				
届出関係者連絡先 (社名、担当部署、 担当者名、連絡先を 記入)	〒		電話番号 ファックス番号		
店舗面積	m <sup>2</sup>	小売店舗に係 る延べ床面積	m <sup>2</sup>	敷地面積	m <sup>2</sup>
開店(変更)予定日	年	月	日	用途地域	
核テナントの概要（複数の場合は列記） ※1					
小売業者名					
店舗面積					
主要販売品目					
営業時間					
施設全体の主要 販売品目 ※2					
併設予定又は 併設している施設	(住宅、サービス、アミューズメント等)				
前回届出年月日 ※6条2項の場合					

駐車料金を徴収する予定	ある ・ ない
廃棄物の場内処理を行う予定	ある ・ ない

処理施設名	定格能力	稼働時間
	t/h	h/日

[変更計画の場合]

変更する事項	
変更前	
変更後	

※1：店舗面積が1000m<sup>2</sup>以上のテナントについて（存在しない場合は、店舗面積が最大のもの）、小売業者名、店舗面積、主要販売品目、営業時間を記入してください。

※2：その品目を販売する面積（複数のテナントがその品目を販売する場合はその面積の合計）が1000m<sup>2</sup>以上、又は総店舗面積の10%以上のものを指します。総店舗面積に対する面積比率も記入してください（概数で構いません。）。

○添付図面（A4又はA3）：位置図（1:10000程度、計画地を中心に半径1kmの円を表記）、店舗付近の地図（1:1000～1:2000程度、店舗敷地を太線で示し、用途地域及び周辺の住居等の立地状況を明らかにしたもの（それぞれ別図でも構いません。））、変更計画の場合は変更の内容を明らかにする図面

●大規模小売店舗の出店又は内容の変更を予定している場合は、必要に応じ、あらかじめこの概要書を茨木市くらし産業環境部産業振興課に提出の上、関係機関と事前相談を行ってください。

説明会開催計画書

年 月 日

（提出先）茨木市長

住所

氏名

法人にあつては、その代表者、  
名称及び所在地

下記の大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会を開催しますので、その計画を提出します。

1 大規模小売店舗の名称等

店舗の名称	
店舗の所在地	
担当者 (連絡先)	

2 説明会開催予定の概要

開催日時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分 ~ 時 分
開催場所	(会場名) (所在地)
会場の収容人数	名
周知方法及び周知時期	
周知の範囲	
説明者	

備考

- 1 複数回開催予定の場合は、その旨記載してください。
- 2 周知方法、周知の範囲等の内容を明らかにする資料を添付してください。
- 3 説明会当日配布する予定の資料がある場合には添付してください。

●新設の場合

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき、次の店舗について下記のとおり地元説明会を開催します。

- 店舗名称
- 建物設置者

記

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 計画している店舗の概要

<問い合わせ先>

- ・所在地
- ・名称
- ・電話番号

●変更の場合

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき、次の店舗について下記のとおり地元説明会を開催します。

- 店舗名称
- 建物設置者

記

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 計画している変更内容及び変更理由

<問い合わせ先>

- ・所在地
- ・名称
- ・電話番号

備考

- 1 大きさは日本産業規格A1(594mm×841mm)以上としてください(縦置き、横置きは自由)。
- 2 風雨に耐えるように作成し、店舗敷地内の見やすい場所に掲示してください。

年 月 日

（報告先）茨木市長

住所

氏名

〔法人にあつては、その代表者、  
名称及び所在地〕

下記の大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会を開催しましたので、その状況を報告します。

## 1 大規模小売店舗の名称等

店舗の名称	
店舗の所在地	
担当者 (連絡先)	

## 2 説明会実施の概要

開催日時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 分 ~ 時 分
開催場所	(会場名) (所在地)
説明会の周知方法、周知期間及び周知範囲	
出席者	(設置者・小売業者) (住民等) ・出席総人数 名
議事の概要	
陳述意見 (事項及びその内容)	
陳述意見に対する応答内容	
その他	

## 備考

- 1 複数回開催した場合は、それぞれの状況、内容が判別できるよう作成してください。
- 2 説明会の開催を周知するために用いたチラシ及び当日の配布資料を添付してください。

説明会を掲示により行う場合の掲示書

{変更事項} の変更に関するお知らせ		
大規模小売店舗立地法	[ 第6条第2項 附則第5条第1項 ]	の規定に基づき {変更事項}
を変更する旨の届出を            年    月    日付けで大阪府知事に提出しましたので、同法施行規則第11条第2項の規定により掲示します。		
【店舗名称】		
【設置者】		
【変更しようとする事項】 (変更前)		
(変更後)		
【変更する理由】（法第6条第2項に基づく変更届の場合のみ）		
【変更する年月日】		
<問い合わせ先>		
・所在地：		
・名称：		
・電話番号：		
(届出書の縦覧場所)		
茨木市ホームページ上に掲載		

備考

- 1 大きさは日本産業規格A 1 (594 mm×841 mm)以上としてください（縦置き、横置きは自由）。
- 2 風雨に耐えるように作成し、店舗敷地内の見やすい場所に設置してください。
- 3 {変更事項} には、変更内容を記入してください。（例：営業時間、駐車場の収容台数等）

経過報告書

年 月 日

（報告先）茨木市長

住所

氏名

法人にあつては、その代表者、  
名称及び所在地

下記の大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会について、大規模小売店舗立地法施行規則第13条第1項に規定する事由により開催することができませんので、その経過を報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会が開催できない理由
- 3 今後の対応策

様式第7号（第11関係）

（表）

意見書

年 月 日

（提出先）茨木市長

住所

氏名

〔法人にあつては、その代表者、  
名称及び所在地〕

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見書を提出します。

なお、裏面の意見内容については、同法第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

(裏)

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見の対象となる生活環境の保持のために配慮すべき事項	
意見・理由	

変更しない旨の通知書

年 月 日

（通知先）茨木市長

住所

氏名

〔法人にあっては、その代表者、  
名称及び所在地〕

年 月 日付け茨 第 号により述べられた茨木市の意見に基づく届出事項の変更はしませんので、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 届出事項を変更しない理由

報 告 書

年 月 日

（報告先）茨木市長

住所

氏名

〔法人にあつては、その代表者、

名称及び所在地

大規模小売店舗立地法第14条第1項（第14条第2項）の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 報告する事項